

マイナンバーカードを用いた オンライン資格確認について

当院では、オンライン資格確認システムを導入しております。

マイナンバーカードをお持ちの方は、窓口で健康保険証をご提示いただかなくてもマイナンバーカードを専用のカードリーダーかざしていただくことで保険の資格確認が行えます。

マイナンバーカードをご利用いただくと、患者さんの同意の上で薬剤情報、診療情報、特定検診情報などについて必要な診療情報を担当医が診察の場で取得・活用して診療を行うことができるようになります。

また、保険者に限度額認定証を申請していただかなくても、限度額認定証の情報が得られるようになります。

なお、マイナンバーカードをお持ちでない方は、従来どおり健康保険証をご提示ください。



【利用方法】

○初診の場合

初診窓口でマイナンバーカードをご提示ください。

○再診の場合

再診の際は、再来受付機横に設置の「カードリーダー」にマイナンバーカードをかざし顔認証又は暗証番号で本人確認を済ませて、各診療科へお進みください。

次回以降の再来時にも、月に1度は健康保険証の確認が必要となりますのでマイナンバーを「カードリーダー」にかざして頂き、顔認証又は暗証番号による本人確認を済ませて、各診療科へお進みください。